

平成23年度「元気発進！子どもプラン」
に関する点検・評価 報告書

平成24年8月
北九州市子ども家庭局

目 次

「元気発進！子どもプラン」について

点検・評価の基本的考え方

点検・評価の方法

- 1 点検・評価の指標
 - (1) 施策
 - (2) 事業
- 2 「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケート
 - (1) 調査目的
 - (2) 調査期間
 - (3) 調査方法および調査対象
 - (4) 回収結果
- 3 点検・評価の視点
 - (1) 施策
 - (2) 事業

各施策の点検・評価

- 1 働き方の見直し
- 2 保育サービス
- 3 放課後児童クラブ
- 4 母子保健
- 5 母子医療
- 6 子育ての悩みや不安への対応
- 7 就学前教育
- 8 青少年の健全育成
- 9 若者の自立支援
- 10 家庭の教育力の向上
- 11 安全・安心なまちづくり
- 12 社会的養護が必要な子どもへの支援
- 13 ひとり親家庭への支援
- 14 児童虐待への対応
- 15 障害のある子どもへの支援

事業評価票

「元気発進！子どもプラン」について

「元気発進！子どもプラン(北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】)」は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定されたものである。また、「北九州市基本構想・基本計画(「元気発進！北九州」プラン)」の部門別計画として、子どもの健全育成や子育て支援をより効果的なものにするため、これまでの取り組みや評価をはじめ、子どもや子育ての現状・課題、社会経済や国の動向等を踏まえ、今後の取り組みを総合的、体系的に整理した上で策定した計画である。

点検・評価の基本的な考え方

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要である。

そのため、個別事業が計画どおり進捗しているか(アウトプット)だけでなく、個別事業を束ねた施策や計画全体としてどの程度成果が上がっているのか(アウトカム)について点検・評価を行い、施策・事業の改善につなげていく。

点検・評価は、次世代育成支援対策推進法第21条に基づいて組織された学識経験者や市民、子育て支援関係者等からなる「北九州市次世代育成支援対策地域会議」の意見を聴きながら実施し、その結果についても同法第8条に基づき、ホームページなどで市民に分かりやすい形で公表する。

点検・評価の方法

1 点検・評価の指標

(1) 施策(15)

施策を構成する事業の取り組み内容や、施策ごとに設定している成果の指標などをもとに評価する。

(2) 事業(312)

「活動の状況」を踏まえた分析や「経済性・効率性」の観点から評価するとともに、「目的実現のために、平成24年度以降に実施すること」を明記する。また、可能な限り、成果・活動指標を数値により設定し、評価の参考とする。

2 「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のための市民アンケート

(1) 調査目的

「元気発進！子どもプラン」の点検・評価のため、子育て中の家庭の状況や子育ての実態、保護者の意識などを把握するため、平成22年度から市民アンケートを実施している。

(2) 調査期間

平成22年度分：平成22年12月10日～12月20日

平成23年度分：平成23年 5月 9日～ 5月23日

平成24年度分：平成24年 5月11日～ 5月28日

(3) 調査方法および調査対象

調査方法 郵送調査

調査対象（ 対象者は、住民基本台帳より無作為抽出）

- ・未就学児の保護者：200人
- ・小学生の保護者：200人
- ・中高生の保護者：200人
- ・15歳以上39歳以下の男女：200人（平成23年度分から）

（4）回収結果

		配布数	有効回収数	有効回収率
平成22年度		200	96	48.0%
		200	88	44.0%
		200	68	34.0%
		-	-	-
平成23年度		200	93	46.5%
		200	91	45.5%
		200	63	31.5%
		200	53	26.5%
平成24年度		200	96	48.0%
		200	87	43.5%
		200	77	38.5%
		200	72	36.0%

- ：未就学児の保護者
- ：小学生の保護者
- ：中高生の保護者
- ：15歳以上39歳以下の男女（23年度分から）

注） この点検・評価に記載している「（参考）プラン掲載数値等」は、国勢調査やプラン策定時に実施した「市民ニーズ調査」などの結果であり、これらは本アンケートとはその対象者や対象人数などが異なっている。

3 点検・評価の視点

（1）施策

成果の指標、構成事業の実施状況などをもとに評価

- A：大変良い状況にある
- B：概ね良い状況にある
- C：概ね良い状況とまでは言えない
- D：不十分な状況にある

各施策の点検・評価

1 働き方の見直し

施策の方向性・柱

「男女が共に働きながら、子育てができる風土の定着～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

地域が一体となったワーク・ライフ・バランスの推進

企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に対する支援

男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載数値等
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
週労働時間60時間以上の雇用の割合		30.6% (93/304)	32.2% (113/351)	29.0% (134/462)			平成17年度:10.2% 減少 <国勢調査>
仕事と生活の両立が図られていると感じる人の割合		34.3% (87/254)	32.9% (100/304)	30.3% (101/333)			平成20年度:27.8% 増加 <市民ニーズ調査>
家事をしていない父親の割合(就学前児童の父親)		40.4% (36/89)	48.0% (48/100)	50.0% (50/100)			平成20年度:39.4% 減少 <市民ニーズ調査>
育児をしていない父親の割合(就学前児童の父親)		19.7% (26/132)	19.6% (29/148)	28.4% (44/155)			平成20年度:10.3% 減少 <市民ニーズ調査>
家事をしていない父親の割合(小学生の父親)		52.0% (39/75)	57.3% (51/89)	65.2% (60/92)			平成20年度:38.5% 減少 <市民ニーズ調査>
育児をしていない父親の割合(小学生の父親)		40.0% (42/105)	24.6% (30/122)	34.8% (48/138)			平成20年度:16.7% 減少 <市民ニーズ調査>

平成23年度の主な取り組み、評価

地域が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業、働く人、市民、行政で構成される「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を運営し、平成22年度に引き続き、「子育てと仕事の両立支援」を取組目標として、「個人に対する働きかけ」、「企業等に対する働きかけ」、「啓発の推進」に取り組みました。

11月の推進キャンペーンでは、「ワーク・ライフ・バランス応援ソング」を作成し、タイトルを公募するなど、ワーク・ライフ・バランスの言葉や内容の浸透を図りました。また、福岡労働局と協働で市内事業所等に対するノー残業デーの呼びかけを行うとともに、学校開放週間などを協賛事業として位置づけ、「ワーク・ライフ・バランス新聞」を小学校の全児童に配付するなど、子育て中の多くの市民に対してワーク・ライフ・バランス推進のPRを行いました。

企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に対する支援として、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業等3社と個人2名を表彰し、その具体的な事例・取り組みを広く情報提供しました。

企業向け講演会を開催して141名の参加を得たほか、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーとして社会保険労務士を8社に対して11回派遣し、企業等における具体的な取組支援を行いました。

父親としての子育てへの関わり方などについて、職場の同僚等と楽しく学べる「出前育児講座」を企業等30社で開催し、425名(男356名、女69名)が受講しました。また、一般事業主行動計画策定届の届出促進に取り組んだ結果、届出率100%となり、目標を達成することができました。

男性の家事・育児参加への意識向上を図るため、保育所・幼稚園の園庭で父親(または祖父)と子どもと一緒にテントを張ったり、食事を作ったりする「パパと園庭でキャンプ」を市内8箇所の保育所等で実施し、127世帯(大人127名、子ども188名)の参加がありました。

地域における男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進を図るため、北九州市女性団体連絡会議やNPO等との協働による「男女共同参画フォーラムin北九州」(37回、3,321名参加)や男女共同参画に関する広報啓発事業(37回、2,093名参加)を、市民センターをはじめ、幼稚園、高校、大学などで実施し、若い世代も含めた多くの市民に対して、積極的に啓発を行いました。

男女共同参画センター・ムーブや勤労婦人センター・レディス(もじ、やはた)において「男女共同参画講座」や「就職支援講座」等を実施するとともに、小中学生向けの男女共同参画についての基本的な項目を分かりやすくまとめた副読本「レッツ」「ひびき愛」を全面改訂して小中学校での活用を図るなど、子ども達への理解促進に努めました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>B</p>	<p>「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を運営し、企業、働く人、市民、行政が一体となって、市民や企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進のための取り組みを積極的に行うとともに、男女共同参画への理解促進のための様々な広報啓発事業を行ってきました。</p> <p>その結果、「男女共同参画社会に関する調査」（平成23年度）において、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉自体の認知度が64.0%と、市民に浸透してきました。また、男女の役割を性別によって固定的に考える固定的役割分担意識も薄れてきました。</p> <p>一方、市民アンケートにおいて、「仕事と生活の両立が図られていると感じる人の割合」が減少するなどの状況もみられ、引き続き、市民や企業等に対する取り組みを図る必要があります。</p>
-----------------	----------	---

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

「男女共同参画社会に関する調査」において、ワーク・ライフ・バランスという「言葉」が浸透してきたということがわかりました。同時に、「内容」については、「知らない」という人の割合が約6割あり、さらにきめ細かく啓発を行います。

平成24年度は、関係機関と相互に連携・協働しながら、さらにワーク・ライフ・バランスの言葉・内容の認知度を高め、個人・家庭へさらに浸透させることに重点的に取り組みます。また、事業の対象・目的を、企業等（講演会の開催やアドバイザー派遣など）、個人・家庭（企業の社内報や小中学校・PTA等を通じた家庭への働きかけ）、一般啓発（推進キャンペーンやホームページでの広報啓発）とできる限り明確にしながら、メリハリをつけてワーク・ライフ・バランスの一層の推進に取り組んでいきます。

「男女共同参画社会に関する調査」では、男女の役割を性別によって固定的に考える固定的役割分担意識が薄れる結果となりました。その一方で、家庭生活や職場などにおいて「男性優遇」と感じている人の割合にはあまり変化がなく、継続的により効果的な啓発等に取り組んでいくことが必要です。

今後も、北九州市女性団体連絡会議やNPOなど関係機関と連携しながら、地域で活動しているファシリテーター（ワークショップ等での調整役）のスキルアップを図るなど、地域における男女共同参画の理解促進に努めていきます。

男女共同参画に係る様々な施策・事業は、男女共同参画基本計画に基づいて、総合的・計画的に推進しています。

現在の第2次基本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までとなっており、今後、第3次基本計画の策定に取り組みます。

2 保育サービス

施策の方向性・柱

「保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現」

- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した特別保育の充実
- 障害児保育の充実
- 保育サービスの基盤整備（適正配置の推進）
- 直営保育所の再編と機能強化
- 保育所における子育て支援の充実

指 標

点検・評価のための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載数値等
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
待機児童数 (年度当初)	0人	16人	0人	0人			0人を維持
待機児童数 (10月)	12人	89人	67人				年度途中の待機児童を解消
保育所に対する満足度(施設、環境)		66.7% (38/57)	80.0% (36/45)	66.7% (42/63)			平成20年度:79.6% 向上 <市民ニーズ調査>
保育所に対する満足度(保育内容)		82.5% (47/57)	91.1% (41/45)	81.0% (51/63)			平成20年度:90.4% 向上 <市民ニーズ調査>

平成23年度の主な取り組み、評価

認可保育所では、1歳児が歩行を開始し、行動範囲が大幅に広がる時期であることや、心身ともに成長が著しく、特に細やかな関わりが必要であることを踏まえ、児童6人に対して保育士1人を配置する国の基準を、本市独自の加配として、児童5人に対して保育士1人に拡充し、保育の質の向上に努めました。

専門性の向上に向け、階層別・課題別・職種・施設別の研修内容の充実を図り、施設長や保育士などの資質向上を図りました。

保育所のサービスの質の向上を図り、保護者へより適切な情報提供をする第三者評価事業は、市内の認可保育所158施設のうち、137施設が参加し、実施率87%になり

ました。第三者評価事業に参加した保育所は、評価を通じて運営における具体的な問題点を把握し改善を行いました。

臨床心理士と保育課保育士が、虐待等が疑われる子どもやその保護者が通う保育所を訪問し、保育所への助言・指導等を行う「保育カウンセラー事業」では、99件の事例について個々の状況を聴き、対象児童のケアや保護者対応等、必要な指導等を行いました。

多様化する就労形態にきめ細かな対応ができるよう、午後7時まで1時間受け入れを延長する保育所を2箇所増やし、合計143箇所を実施しました。

統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れました。また、障害をもった子どもたちに適切な支援をするため、重度障害児や発達障害児についての研修を行いました。

認可外保育施設については、市主催の研修への参加を促進することや、新たに開設された施設を含めた35箇所すべての届出対象施設に対して立入調査を行うなど、保育指導専門員による指導監督を通じて保育の質の向上を図りました。

保護者の勤務の都合などにより、家庭での保育が困難な、病期中・病気回復期にある児童を一時的に預かる病児・病後児保育については、これまで施設のなかった戸畑区に近い小倉北区の井掘地区において新たに1箇所開設し、市内9箇所で行事を実施しました。

子どもが跳んだりはねたり元気に遊ぶことができるように、また、地温上昇の防止や芝生の管理を通した子どもたちへの環境教育と地域コミュニティの向上につながるよう、平成23年度にモデル事業を2箇所で行事して、市内保育所園庭の芝生化を推進しました。

年間を通じた待機児童の解消を図るため、保育所が不足する地域（沼・吉田地区）への保育所新設（1施設）や既存保育所の定員増を行うなど、合わせて110名の定員増を実施しました。

保育所運営の効率化と機能の集約・強化を図るため、直営保育所1施設を民営化しました。

産休明けを含む乳幼児期の保育ニーズに対応するため、生後43日目から保育を行う家庭保育員3名の増員を図りました。

民間事業者のノウハウを活かしたサービス向上や経費の削減を図るため、直営保育所1施設において、保育所調理業務の民間委託を行いました。

直営保育所の持つノウハウを活かし、八幡西区の黒崎保育所と新たに小倉北区の東篠崎保育所に「親子通園クラス」を設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、遊びや体験、相談を行い、その後、保育所や幼稚園、療育機関など子どもにとって最も適切と思われる通園先の助言等を行いました。

保育所給食において、食物アレルギーに対する除去及び代替食の提供にあたり、調理員の負担軽減及び児童の安全確保の観点から、現行の加配基準を見直し、調理環境の改善を行いました。

家庭における子育て支援をするため、保育所や地域子育て支援センター、子育て支援サロン“ぴあちえーれ”などにおいて、子育て相談を行い、育児講座の開催や育児サークル支援、育児情報の提供など、積極的に行いました。

認可保育所の食育推進として、子どもには栽培活動やクッキングなどの体験と給食を活用した食育指導、保護者には試食会や食育だより配布などの食育の啓発を行い、地域の子育て家庭には、保育所・地域子育て支援センターなどで、講演会開催やレシピ配布などの食育を行いました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>B</p>	<p>平成23年度の待機児童数は、年度当初は0人でしたが、年度当初だけでなく、年度途中の待機児童の解消に向けて、新設や改築による定員増を図りました。</p> <p>保育の質の向上に向けた取り組みでは、研修内容の充実を図るとともに、新たに保育所での1歳児1人あたりの保育士配置基準の独自改善を実施しました。</p> <p>なお、本市における第三者評価事業の実施率は87%と高く、この取り組みを通じて、各保育所では運営における具体的な問題点を把握し改善を行いました。</p> <p>さらに、保育所に対するニーズの多様化に対応した特別保育の拡充や、親子通園の拡充、食物アレルギーに対応するための調理業務に関する加配基準を見直すなど保育所における子育て支援の充実を図り、市民アンケートにおける「保育所に対する満足度(保育内容)」は81.0%という結果でした。</p> <p>子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの取り組みは、子ども・家庭・地域をとりまく状況が変化する中で、まだ十分でないものもあり、さらに取り組みの充実を図ります。</p>
-----------------	----------	--

今後(平成24年度以降)の課題と主な取り組み

1歳児の児童6人に対して保育士1人を配置する国の基準を、本市独自の加配として、

児童5人に対して保育士1人を配置し、引き続き質の高い保育サービスを提供します。また、1歳児への保育士加配の効果などを検証し、さらなる保育の質の向上に努めます。

民間保育所の保育士等の確保を支援し、障害児保育や1歳児加配など本市独自の加配を円滑に実施するため、雇用に係る経費の一部に対して補助を拡充します。

専門性の向上に向け、階層別・課題別・職種・施設別の研修内容の充実を図り、施設長や保育士などの資質向上を図ります。

第三者評価事業は全保育所の参加を積極的に促し、第三者による評価を通して保育の質の向上と利用者への情報提供を行います。

保育所からの相談内容によっては、複数回の訪問が必要なため、臨床心理士と保育課保育士の訪問回数を増やし、保育所の保育指導や相談機能の強化を図ります。

保護者の多様な就労形態や社会状況を踏まえ、通常の保育時間を延長する延長保育や保育所などに入所していない児童で、家庭での保育が一時的に困難な場合などに利用できる一時保育などの特別保育の拡充を引き続き行います。

入所要件を満たし、統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で引き続き受け入れます。

認可外保育施設については、児童の健全育成の観点から、施設及び職員の質の向上を図るため、きめ細やかな指導や研修の充実などの支援を引き続き行うとともに、新たに開設される施設の把握に努め、既存施設と同様に、きめ細やかな指導などを行います。

病児・病後児保育については、八幡西区や小倉南区など、対象児童数が多く、利用ニーズの高い地区での新規開設を検討し、医師会の協力の下、当該地区での施設開設に向け調整を行います。

あわせて、病児・病後児保育施設の空き情報についてインターネットを共有化して保護者に提供できる仕組みをつくりまします。

子どもが跳んだりはねたり元気に遊ぶことができるように、また、地温上昇の防止や芝生の管理を通した子どもたちへの環境教育と地域コミュニティの向上につながるよう、平成24年度は、市内20箇所の保育所園庭の芝生化を推進します。

利用者の保育ニーズに合わせ、保育所配置の現状や地区ごとの就学前児童数、保護者の就労希望の動向を踏まえながら、入所希望に対応できるよう「適正配置」を進め、年間を通じた待機児童の解消と年度当初における定員超過入所の解消を目指します。

「親子通園クラス」は、小倉北区の東篠崎保育所、八幡西区の黒崎保育所で、引き続き事業を実施します。

乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のための食育活動を、認可保育所の入所児童や保護者、地域の子育て家庭に対して引き続き積極的に推進します。

保育所での子育て支援として、地域の子育て家庭を対象とした、育児や食生活の相談や講演会等を充実します。

市制50周年という節目を迎えるにあたり、全国に先駆けて先進的な取り組みを行ってきた本市の保育事業の歴史を振り返り、今後に活かすため記念誌の編さんを行います。

3 放課後児童クラブ

施策の方向性・柱

希望するすべての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現
 放課後児童クラブの運営基盤の強化
 放課後児童クラブの魅力向上

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
待機児童数 (4月1日現在)	26人	9人	0人	0人			平成21年度:26人 26年度:0人
登録児童数7 人以上の大 規模クラブ数	16クラブ	6クラブ	3クラブ	4クラブ			平成21年度:16クラブ 26年度:0クラブ
放課後児童ク ラブに対する 満足度 (施設、環境)		77.3% (17/22)	77.3% (17/22)	70.4% (19/27)			平成20年度:67.1% 向上 <市民ニーズ調査>
放課後児童ク ラブに対する 満足度 (利用日、利 用時間)		72.7% (16/22)	81.8% (18/22)	81.5% (22/27)			平成20年度:78.8% 向上 <市民ニーズ調査>

平成23年度の主な取り組み、評価

希望するすべての子どもたちの受け入れ(全児童化)ができるよう、必要な施設や体制の整備に取り組み、平成23年度の待機児童数は0人となりました。

適切な指導を行う上で必要な環境を整えるため、71人以上のクラブについては分割を進めました。

クラブの運営体制の強化のため、財務に関するマニュアルを作成し、運営委員会に対して研修を行いました。また、指導員の資質向上を図るため、実際の事例をもとにしたグループ討議など実践的な研修を行い、指導員に対する研修の充実に取り組みました。

受け入れが増加している障害のある子どもへの対応について、新たに、臨床心理士をクラブに派遣し、専門的見地からの助言・指導を行う巡回カウンセラー派遣事業に取り組みました。

クラブにおける体験・交流活動を充実させるため、地域の方や青少年ボランティアを活用したモデル事業を実施しました。

クラブだよりの配布等を通じて、クラブの取り組みを地域や学校に発信するとともに、体験・交流活動を充実させるモデル事業では、地域等と協力して清掃活動等に取り組み、連携の仕組みづくりを検討しました。

平成 2 3 年度評価	B	<p>全児童化のための施設整備に努め、平成 2 3 年度からは、希望するすべての児童を受け入れることができました。</p> <p>研修の充実や巡回カウンセラーの派遣が、児童に対する指導員の適切な対応に繋がり、障害児を含め登録児童数が増加していることから、今後もクラブの運営基盤の強化等に取り組む必要があります。</p> <p>体験・交流活動を充実させるモデル事業では、地域と連携することにより、その特色を活かした魅力あるクラブづくりに繋がりました。</p> <p>今後は、この取り組みを多くのクラブに広げていく必要があります。</p>
-------------	---	---

今後（平成 2 4 年度以降）の課題と主な取り組み

児童に対して適切な対応が行えるよう、引き続き指導員の資質向上のための研修に取り組みます。

障害のある子どもへのかかわり方などについて、専門的見地から助言・指導を行う巡回カウンセラー派遣事業に継続して取り組みます。平成 2 4 年度は、カウンセラーを増員し、指導員への助言等を充実させます。

高学年を含め増加する利用児童への対応の充実や、クラブと学校との連携を図るため、放課後児童クラブアドバイザーを新たに配置し、児童への対応に関して専門的見地から指導員に助言・指導を行うとともに、障害児への対応等で学校との連携を促進していきます。

引き続き、71人以上のクラブについて分割を進めるなど、適切な指導を行う上で必要な環境整備に取り組みます。

平成 2 3 年度に実施した体験・交流活動を充実させるためのモデル事業の成果を全クラブに紹介し、各クラブにおける取り組みを促進していきます。

4 母子保健

施策の方向性・柱

母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり
 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
 発達気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化
 基本的生活習慣の定着や食育の推進
 適切な思春期保健の推進

指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
妊娠 11 週までの妊娠届出者の割合	87.0%	91.0%	91.8%				平成 20 年度: 58.8% 26 年度: 100%
生後 4 か月までの乳児家庭訪問の割合	78.4%	81.1%	84.8%				平成 20 年度: 68.5% 26 年度: 100%
「親子遊び教室」の開催数	3 区	6 区	6 区				平成 20 年度: 3 区 全区での開催
10 代の人工妊娠中絶率	13.2%						平成 19 年度: 14.4% 低下 (参考)平成 20 年度: 14.1%

平成 23 年度の主な取り組み、評価

妊娠中の母体の健康保持と胎児の健やかな発育を支援するため、妊婦に必要な 14 回の健康診査の公費助成を行いました。また、早期の妊娠届け出や確実な受診の勧奨を行い、11 週までの妊娠届け出の割合は、平成 22 年度 91.0% から平成 23 年度 91.8% と増えました。

子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、保健師や助産師等の専門職及び主任児童委員による「生後 4 か月までの乳児家庭全戸訪問」を実施しました。生後 4 か月までの乳児家庭訪問の実施率は、平成 22 年度 81.1% から平成 23 年度 84.8% と増えました。

産後うつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産科・小児科・精神科の医療機関等と産後うつ対策について検討を行うとともに、関係機関との連携体制の強化を図りました。

発達障害を早期に見出し、支援することは、子どもの健やかな発育を促すとともに、保護者の不安の軽減及び支援の遅れによる二次的問題を予防することにつながるため、発達障害早期発見のための、乳幼児健診の問診項目見直し等の検討会を開催しました。

乳幼児の心身の発達や育児不安に対する相談に、小児科医師、臨床心理士、作業療法士、保健師、保育士などの専門職がチームを組んで対応する「わいわい子育て相談」を各区役所で実施し、発達障害を含め、発達の気になる子どもを支援するための体制を整えています。

また、わいわい子育て相談の中で遊びを通じた指導をした区を除いて、親子遊びに特化した「親子遊び教室」を開催しました。

食育のスタートとなる妊娠期、乳幼児期において、発育・発達に応じた適切な知識を習得してもらうため、各段階に応じた食に関する講話や調理実習などの教室を開催し、食育を推進しました。また、妊娠期および幼児期の食生活についてのポイントをまとめたリーフレットを作成し、区役所や市内の妊婦健診登録医療機関への設置や、幼稚園、保育所に通う幼児の保護者への配布などを行い、啓発を推進しました。

肥満傾向のある児童を適正体重に近づけることにより、将来の生活習慣病罹患リスクを減少させるため、小児肥満予防の取り組みとして、市内幼稚園、認可保育所の4、5歳児および保護者を対象に実態調査「身長体重のバランス値調査」、啓発リーフレットの配布、また、職員を対象に予防講演会を開催しました。

思春期の子どもの課題を共有し効果的な健康教育を推進するために、医療・保健・教育等の思春期保健関係者による連絡会を開催しました。平成22年度に作成した「保健指導イラスト教材集」の改訂を行い、その教材を利用したモデル教室を22回実施しました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>B</p>	<p>妊婦健康診査の公費助成を拡充し、妊娠早期の受診勧奨を行うとともに、乳児家庭全戸訪問や乳幼児発達相談指導を実施することで、妊娠期から乳幼児期までの健康管理や支援体制の仕組みは概ねできました。</p> <p>また、思春期保健については、関係者で課題を共有し、学校現場で活用できる教材を作成して、モデル教室を22回実施しました。</p> <p>小児肥満予防の取り組みとして、啓発リーフレットの配布や職員を対象とした予防講演会などを実施し、小児肥満の予防についての</p>
-----------------	----------	---

		<p>啓発推進を図りました。</p> <p>母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくりを推進するためには、今後も、妊婦健診の回数を維持するとともに、さらに妊娠中の母子の健康保持に必要な健診項目の導入と、出産直後に実施する先天代謝異常の早期発見と障害予防のために必要な検査の導入に取り組む必要があります。</p> <p>また、妊娠期などの早い時期から養育支援に取り組める体制の整備の検討、乳幼児健診問診項目等の見直しやわいわい子育て相談の確実な実施による、発達気になる子どもの早期発見及び早期支援体制の強化、モデル事業の成果を活用した適切な思春期保健の推進等に努めます。</p>
--	--	--

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

母子健康手帳は、母子の健康状態を記録するとともに、子育てや母子の健康に関する情報が記載された有効な媒体であり、一人一人に説明しながら交付しています。平成24年度からは、両親がメッセージを自由に記入できる欄を設けるほか、胆道閉鎖症の早期発見のための便色カードを添付し、難病の早期発見に対応できるよう改訂します。また、母子健康手帳に盛り込まれている様々な情報を、わかりやすく伝えるためのDVDを作成するとともに、掲載情報の見直しなどを行い、使いやすい母子健康手帳の改訂に取り組めます。

平成24年度から、妊娠中の母子の健康保持と健やかな育成のために、妊婦に必要な健康診査14回の公費負担助成を継続するとともに、さらに性器クラミジア（妊娠30週まで）およびB群溶血性レンサ球菌（妊娠33週～37週まで）の検査項目を追加し、妊婦健康診査の充実を図ります。

先天性代謝異常等子どもの疾病の早期発見と障害予防のために、従来の検査より多くの疾病をスクリーニングすることができる検査方法の導入について、関係機関と連携しながら検討します。

10代の妊婦や産後うつ等、養育に問題を抱える家庭に対して、早期に対応し、継続した支援を行うために、関係機関との連携体制の強化が必要であることから、産科・小児科・精神科の医療機関等と妊娠期からの支援について検討します。

また、育児不安を抱える家庭や不適切な養育状態にある家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるよう、育児や簡単な家事等の指導や援助方法について、検討します。

発達障害を早期に見出し、支援に繋げる体制を整えるために、乳幼児健診の問診項目の見直し等を含め、乳幼児健診のマニュアル改訂の検討を行います。また、わいわい子育て相談の各区での確実な実施と親子遊び教室を全区で実施し、子どもの健やかな発育や、保護者の不安の軽減などに取り組みます。

心身の発達が気になる乳幼児に対して保健・医療・福祉が連携して適切な支援を行う「わいわい子育て相談」を充実し、乳幼児の健全な発達を支援するだけでなく、保護者の育児不安に対応します。

思春期の子どもの課題を共有し効果的な健康教育を推進するために、モデル教室の検証を生かした教室を、思春期保健に精通した専門家に委託して実施します。また、教室は医療・保健・教育等の思春期保健関係者による連絡会で改訂した「保健指導イラスト教材集」を用いて、学校現場と協力して効果的に推進します。

食育の推進を図り、基本的な生活習慣を育成するためには、乳幼児期は大切な時期であることから、乳幼児の保護者に対して、知識の普及を図ることは重要です。育児教室や母子の栄養教室等について、現状の実施方法では参加できにくい人もいるため、参加しやすい教室内容にするなどの工夫や、参加できない人への啓発を推進します。

小児期の肥満予防対策を推進するため、市内の幼稚園、認可保育所の職員や保護者を対象に小児肥満予防の講演会の実施やリーフレットの配布を行い、啓発を推進します。

5 母子医療

施策の方向性・柱

周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保
 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保
 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
周産期医療、 小児救急医療 体制	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による24時間365日対応の小児救急医療体制の維持	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による24時間365日対応の小児救急医療体制の維持	・4基幹病院での専門的な医療の提供 ・市内医療機関の連携による24時間365日対応の小児救急医療体制の維持	体制維持			体制維持

平成23年度の主な取り組み、評価

北九州周産期母子医療協議会ワーキング会議を平成23年8月と12月に開催し、医療機関相互の連携強化や周産期母子医療体制の整備・安定的な運営を目的として、関係機関による協議を行うなど、周産期医療体制の充実を図りました。

小児救急医療体制の充実を図るため、小児救急医療に関する研修（ワークショップ）や小児救急医療に関する会議を行いました。平成23年7月に実施した6回目となる小児救急医療ワークショップでは、全国から約150名の医療関係者の参加がありました。また、平成24年2月に小児救急ネットワーク部会を、3月に小児医療先進都市づくり会議を開催し、小児救急ネットワーク体制の維持確保や更なる充実を図るための検討及び協議等を行いました。

乳幼児等医療費支給制度については、乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療にかかる医療費の自己負担額について、通院医療費の助成対象を小学校就学前まで、入院医療費の助成対象を小学校6年生までとしていました。平成23年10月には、入院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大しました。

不妊に悩む方の心理的負担や治療費の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の公費助成や専門相談窓口の開設を継続的に実施しました。また、不妊に悩む方同士の交流会も開催しました。特定不妊治療費の助成については、1年目に申請できる回数を2回から3回に拡充しました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>A</p>	<p>周産期医療・小児救急医療については、全国的な医師不足の中、その体制を維持するとともに、充実に努めました。</p> <p>また、本市における救急医療体制について、広報を行うとともに、かかりつけ医や夜間休日の適正な受診の啓発に努めました。</p> <p>医療費の負担を軽減するために、乳幼児等医療費支給制度などの公費助成を行っており、その制度については、定着してきています。また、平成23年10月には、入院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大し、さらなる医療費負担の軽減を行いました。</p> <p>特定不妊治療費の助成を受ける夫婦が年々増加しており、制度の認知は徐々に広がっています。また、不妊に関する相談者も増加しており、相談内容も多様になっているため、相談を受ける専門職のスキルアップや不妊に悩む方の交流会等を実施しました。</p> <p>このように平成23年度は、経済的負担軽減を図るなど、母子にかかわる医療体制の充実に努めることができました。</p> <p>今後も優れた周産期医療体制や小児救急医療体制を維持するとともに、引き続き不妊治療に関する支援や啓発の充実に努めます。</p>
-----------------	----------	--

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

産科等の医師は未だ減少傾向にあり、本市においても分娩できる医療機関は減少しています。このような状況に対応するため、周産期に関する専門的な医療の提供に関する研修や北九州周産期母子医療協議会等への支援を行うとともに、臨床研修医の確保等により、周産期医療体制の維持に努めます。

小児救急医療については、関係者の技術向上や小児救急ネットワーク体制の維持・充実など、これらに関する課題等について関係者による協議を進めるとともに、本市の取り組みを全国に発信していきます。

周産期医療・小児救急医療を維持確保していくために、市民のさらなる理解と協力を得

るため、適正受診等についての、啓発に努めます。

不妊治療費の助成や専門相談窓口の周知を図ります。また、不妊に悩む方の心理的負担を軽減するため、不妊に悩む方の交流会の実施を継続するとともに、一般の方も不妊に関する理解を深めることができるよう、不妊に関する広報等の充実を図ります。

6 子育ての悩みや不安への対応

施策の方向性・柱

市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現
 地域における子育て支援の環境づくり
 市民が利用しやすい相談体制
 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
子育てが地域の の人に支えら れていると感じ る人の割合		52.0% (132/254)	55.2% (153/277)	55.9% (162/290)			増加
子育ての悩み や不安を感じ る人の割合 (就学前)		35.4% (34/96)	34.6% (37/107)	38.0% (41/108)			平成20年度:53.9% 減少 <市民ニーズ調査>
子育ての悩み や不安を感じ る人の割合 (小学生)		34.1% (30/88)	33.7% (34/101)	24.0% (23/96)			平成20年度:64.3% 減少 <市民ニーズ調査>

平成23年度の主な取り組み、評価

行政のみならず、地域の子育て支援活動に携わっている団体・企業等にも参加を呼びかけ、本市が子育て日本一を実感できるまちづくりを進めていることを広く市民にPRする、「すくすく子育てフェスタ」は、来場者数9,100名、参加団体数43団体となるなど、大変盛況なイベントとなりました。

平成22年度に引き続き、本市が取り組んでいる子どもの健全育成や子育て支援についての成果や課題、データを盛り込んだ「子ども家庭レポート」を作成し、より多くの市民への周知に努めました。

地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めるため、市民センター等を拠点とした子育て支援活動を促進する「子育てに優しいまちづくり推進事業」を実施しました。平成23年度は20地域を採択し、財政的支援(子育て支援活動経費として10万円を交付)を行ったほか、採択地域以外も含めて幅広く人的支援(アドバイザーを地域に派

遣し子育て支援活動をサポート)、人材育成支援(子育てに関する研修会(9・10月実施)や活動事例報告会(3月実施))を行いました。採択地域においては、地域の実情に応じた、地域ぐるみの子育て支援活動を展開しました。

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、区役所などの公共施設だけではなく、商業施設など民間施設とも協働しながら、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めました。平成23年度末には342施設となりました。

乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を7区の区役所(または近接した公共施設)において、運営しました。なお、平成22年度(開設箇所数:6箇所)は34,565人、平成23年度(開設箇所数:7箇所)は、53,951人が利用しました。

地域社会全体の育児力を高め、親の社会的成長を促すため、育児サークルや子育て支援者のグループ等に対し、活動経費の一部を補助しました。

また、地域のボランティアの見守りのもとで実施されている親子が気軽に集い、交流できる場(フリースペースなど)や育児サークル等の実態調査を行い、それらのPRや利用・参加促進を図るため、インターネットを活用し情報提供を行いました。

8箇所の地域子育て支援センターでは、子育てに不安を持つ保護者に対して保育士や栄養士による面接や電話相談を行ったり、医師や保育の専門家を講師とした講座を実施したりするなど、保護者が子育てを楽しめるような取り組みを実施しました。また、各施設が参加した意見交換会で、施設間での情報交換を行いました。

社会福祉研修所において、保育士を対象とした研修を実施することにより、子育てに関する相談や育児サークルの支援等に対応できる「子育て支援員」の養成を行うなど、育児支援の推進を図りました。

ほっと子育てふれあい事業においては、活動中のけがや事故を防止するために事例研修を行うなど、研修の充実を図り、会員の質の向上に努めました。

育児疲れの解消などに利用できる「育児リフレッシュ保育」などを実施している一時保育実施保育所を、5箇所増やし、合計59箇所で実施する等、特別保育を拡充しました。

子ども手当は、平成23年9月までは、中学校修了までの子どもに、月額13,000円を支給しました。10月以降は、平成23年度子ども手当特別措置法に基づき、3歳未満の子どもに月額15,000円、3歳以上小学校修了前の第一子・第二子に月額10,000円、第三子以降に15,000円、中学生に月額10,000円を支給しました。

区役所子ども・家庭相談コーナーでは、家庭と子どもに関するあらゆる相談に応じ、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなぎました。

子育て支援サロン“ぴあちえーれ”では、保育士等の資格等を持つコーディネーターによる相談の対応を行うとともに、子育て電話相談を北九州市保育士会の協力を得て実施しました。また子どもの発達や心の育ちの話、親子遊びの紹介、乳幼児の食事についてなど専門家による育児講座を10回実施しました。

子ども総合センターでは、児童福祉司や児童心理司など専門性を有する職員を配置し、子どもに関する相談の受付（24時間体制）児童虐待や非行・不登校などへの対応、心理・障害の判定、一時保護などを行っています。平成23年度は4,628件の相談を受け付けました。また、前年に引続き、相談電話番号を明記したカードを配布し、PRを行いました。

必要とされる子育てに関する情報が、市民にタイムリーにかつ手軽に入手できるよう、情報誌「北九州市子育て情報」、ホームページ「子育てマップ北九州」を作成しました。平成23年度からは、新たに市内のコンビニエンスストア（セブンイレブン）に情報誌「北九州市子育て情報」を設置し、市民が気軽に情報を入手できるよう、情報提供方法の充実を図りました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>B</p>	<p>市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現に向け、「親子ふれあいルーム」の運営や、地域の子育て支援団体などと連携・協力しながら、地域ぐるみで子育てを支える取り組みを推進した結果、市民アンケートにおける「子育てが地域の人に支えられていると感じる人の割合」は2年連続して、増加しました。</p> <p>また、子ども・家庭相談コーナーでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図るとともに、関係機関と連携して事業を実施しており、適切な運営がなされています。</p> <p>しかし、市民アンケートにおける「子育ての悩みや不安を感じている人の割合（就学前）」が増えていることから、今後も地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進め、子育てを地域で支えるという市民の意識をさらに啓発し、また、子育てに関する情報を積極的に提供する必要があります。</p>
-----------------	----------	---

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

「子育てに優しいまちづくり推進事業」では、地域ぐるみで子育てを支える取り組みを進めるとともに、多くの親子が地域の一員として地域とつながることができるよう、自主的な活動や地域活動へ参加することを促進します。

親子ふれあいルームの利用を促進するとともに、機能充実を図るため、地域との連携のあり方など、事業内容について検討します。

育児サークルや子育て支援者のグループなどによる、身近な地域で自主的に行われる活動を支援し、より多くの親子やボランティアなどが活動に参加できるよう情報提供を積極的に行います。

多くの子育て家庭が、「子どもの館」での子育て支援事業を受講しやすいよう、また子育て家庭が活動しやすい環境を整備するため、「子どもの館の一時預かり室」を整備します。

地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て中核施設として育児講座や育児相談等の事業を積極的に行います。また、引き続き各施設と意見交換会を行うことにより、情報の共有化を図り、今後の支援に活かしていきます。

ほっと子育てふれあい事業においては、事故ゼロを目指して研修を強化し、月1回の事例研修を新設するなど、会員の資質の向上を図ります。

子どもに関するあらゆる相談に適切に対応するため、様々な研修を通じて職員の資質の向上を図るとともに、区役所の子ども・家庭相談コーナーの周知に努めます。

子育て支援サロン“ぴあちえーれ”では、子育てに関する相談に応じるとともに、利用者に必要な関係機関との連携、情報の提供を行います。

子育て中の方が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページ「子育てマップ北九州」や「子育て情報メール」、情報誌「北九州市子育て情報」の内容、情報提供の方法の充実を図ることにより、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届く仕組みを構築し、子育ての不安や悩みの軽減を図ります。

7 就学前教育

施策の方向性・柱

質の高い就学前教育の実現と、保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充
保育所、幼稚園における就学前教育の充実
保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充

指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
保幼小連携事業を実施する 保育所、幼稚園、小学校の 割合	86.6%		91.0%				平成20年度:83.1% 26年度:95.0%

平成23年度の主な取り組み、評価

保育所の施設長や保育士等の資質向上のため、統合保育、カウンセリング研修等、幅広い研修を行いました。

幼稚園の教諭の指導力、資質向上を図るため、公私立幼稚園における研修の実施や私立幼稚園への研修参加補助等を行いました。

保幼小連携への取り組みは、校区によって連携の内容や頻度にばらつきがあります。連携に取り組みやすい仕組みづくりのため、関係団体の代表者による保幼小連携推進連絡協議会を設置し、連絡協議会を開催し、連携事業のあり方について検討を進めました。

保幼小連携の内容やそれによる子どもの育ちを学べるようなガイドブック的役割を持つ保幼小連携プログラム「つながる」の作成に取り組みました。

保幼小が連携し情報の共有や相互理解などを行い、一人一人の子どもが入学してから生き生きと自己を発揮できるように、連携の意義について啓発を行いました。また子どもの生活や発達の連続性を考え、認可保育所、幼稚園から小学校へ、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録の送付を徹底し、小学校入学児童の一人一人について情報の共有化を図り、子どもの健やかな育ちを支援しました。

小学生になるまでに身に付けてもらいたい基本的な生活習慣についての家庭教育リーフレット「きほんのき」を、3～5歳児の保護者に対し、保育所、幼稚園などを通じて配布し、啓発を行いました。

平成23年度評価	B	<p>保育所・幼稚園での就学前教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう、保幼小連携に取り組みやすい仕組みづくりのための保幼小連携推進連絡協議会を設置し、連携事業のあり方について検討を進めた結果、保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合を増やすことができました。</p> <p>小学校の学習環境へスムーズに移行できるよう、今後も引き続き連携を強化していく必要があります。</p>
----------	---	--

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

保育所の施設長や保育士等に対し、研修を実施し、保育士の専門性の向上を図り、保育所における就学前教育の充実に努めます。

公私立幼稚園における研修の実施や私立幼稚園への研修参加補助等を行い、幼稚園の教諭の指導力、資質向上を図ります。

連携の意義を啓発する研修会や統合保育・カウンセリング研修等の職員間（保育所と幼稚園）の合同研修といった取り組みも継続して行います。

今後も、市内全域で保幼小連携に取り組む保育所、幼稚園、小学校の割合を増やすとともに、連携の内容についても質の向上を図っていくことが求められています。そのためには保育所、幼稚園、小学校のいずれもが無理なく取り組み、交流活動の内容の質を向上しつつ、子どもたちの育ちを実感できるような連携のあり方を研究していくことや、その内容を関係者全員で相互理解していくことが重要です。引き続き保幼小連携プログラムの作成を行い、連携に取り組みやすい仕組みづくりのための保幼小連携推進連絡協議会を開催し、連携事業の推進を図ります。

保育所・幼稚園での就学前教育から小学校教育への子どもの発達や学びの連続性を保障するため、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録の送付や就学前の連絡会の実施を通して、就学先との情報の共有・伝達に引き続き努めます。

保育所・幼稚園・小学校各所に1名ずつ連携担当者を設定し、保幼小連携の強化を図ります。

8 青少年の健全育成

施策の方向性・柱

家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり
 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
 不登校、ひきこもり等の問題を抱える青少年の自立支援の強化
 青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みの推進
 非行少年等に対する支援の推進

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数(延べ人数)	3,350人	5,518人	5,339人				平成20年度:1,952人 26年度:3,200人
不登校児童生徒数	822人 (75,955人)	799人 (75,273人)	791人 (74,738人)				平成20年度:834人 25年度:750人 ()の数字は児童生徒数)
いじめ認知件数	132件	132件	103件				平成20年度:150件 25年度:120件
シンナー等乱用少年の検挙補導者数	31人 (21年)	16人 (22年)	9人 (23年)				平成20年:37人 撲滅
刑法犯少年の検挙補導者数	1,498人 (21年)	1,458人 (22年)	1,046人 (23年)				平成20年:1,879人 減少

平成23年度の主な取り組み、評価

夏休み期間中に、子どもあるいは親子で参加できる、さまざまな体験活動等に関する情報を掲載したパンフレット「キッズチャレンジ2011」を市内の全小学生に配布し、子どもたちの体験活動の活性化を図りました。

子どもたちと地域の大人たち等との交流による青少年健全育成活動および地域づくりを目的に、戸畑区牧山校区と八幡西区黒畑校区をモデル地区として、集団遊びや昔遊び、集団での生活体験活動などを実施しました。

青少年の家については、安全性や快適性を勘案し、必要な補修工事等を計画的に実施しています。平成23年度については、かぐめよし少年自然の家の屋根防水工事のほか、夜宮青少年センターなどの高圧受変電設備の更新を行いました。また、他の青少年の家についても、フェンス改修工事などの安全確保、舞台吊物設備改修、湯沸器設置工事など、居住性にも配慮した改修工事を実施しました。

児童文化科学館については、プラネタリウムを設置している天文館の耐震診断結果を踏まえ、施設のあり方について検討を進めました。

青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数は延べ5,339人と平成26年度の目標値を約2,100人上回っています。

子ども会やボーイスカウトなどの青少年育成団体に所属する高校生・大学生等の青年リーダーからなる「青少年育成シニアリーダー会議“ぽんて”」を組織し、各団体の現状を若者の視点で見つめ直し、PR活動や団体間の交流促進、指導技術の情報交換などの取り組みを進めました。

子どもたちの自然環境体験活動の充実を図るため、野外活動や自然環境体験活動を行う際のリーダー役となる人材を養成し、環境教育の意義や環境教育手法などを学ぶ「自然環境体験青年ボランティアリーダー養成講座」を実施しました。

子どもたちの体験活動を支援する青年リーダーの育成による活動の活性化と、次世代の青年リーダー養成につながる人材の循環サイクルづくりを図るため、「北九州市青少年ボランティアリーダーズ」を組織し、青年リーダーの発掘・育成に取り組みました。

非行少年の立ち直りと自立を目指し、福岡県警察本部や北九州市教育委員会、子ども家庭局の担当部署で組織する「非行相談連絡会議(平成22年4月設置)」を年間11回開催し、警察・学校・行政が情報共有を図りながら、非行少年やその家庭への支援に取り組みました。

少年支援室(5室)で47,388件の来所・訪問・電話による相談を受け付けました。非行防止対策として、60回の街頭補導などを実施し、ポスター展や講演会などの啓発活動も行いました。不登校児童に対しては、カウンセリングによる指導や「いきいきふれあい教室」などの集団活動を通じて、児童の自立を図り学校復帰を目指す支援を行いました。また、少年支援室のあり方について検討を進めました。

メンタルフレンドが、ひきこもり児童等の対人関係向上や生活リズムの改善等を図るため、62件の家庭訪問を行いました。また、メンタルフレンドの募集を2回実施し7名を新規登録するとともに、質の向上を図るため研修を実施しました。

不登校対策推進協議会において、中1ギャップ解消のための施策等について協議・検討しました。また、いじめの未然防止・早期発見対策として、全小中学校において定期的なアンケートや教育相談を実施、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、不登校児童を対象とした療育キャンプの実施など、各種の施策を行いました。これらの支援により、不登校児童生徒数およびいじめ件数も減少しました。

携帯電話等が持つ危険性の周知や啓発を強化していくため、出前講演や各教室を実施しました。さらに啓発リーフレットの配布対象を新小学1年生の保護者から新小学4年生及び新中学1年生の保護者へ拡大しました。

行政や学校、地域及び警察等関係機関が一体となり、青少年の健全育成・非行防止を図るための総合的な取組みを推進しています。主な取組みとしては、非行防止教室や薬物乱用防止教室等の各教室の実施及び出前講演の実施、並びに少年補導委員をはじめとする地域の方々による街頭補導活動などの各種事業を実施しています。

青少年が携帯電話等のインターネット端末を使用し、生活習慣が乱れたり、有害サイトやコミュニティサイト、ゲームサイト等により犯罪に巻き込まれたりすることなどを防止するため、携帯電話関係企業、家庭、地域、教育機関、警察、行政の各団体を集めて、情報の共有化や取組みの強化を図ることを目的に、「青少年を取り巻く有害環境に関する対策会議」を開催しました。

青少年の深夜徘徊を抑止するため、民間警備業者に委託し、7月中旬～9月中旬まで、12月上旬～3月末までの間、毎日22時から翌日4時まで、深夜営業中の店舗周辺や駅周辺など市内の主要箇所をパトロールし、青少年への声掛けにより帰宅を促しました。

平成 2 3 年度評価	B	<p>子どもたちの社会体験活動の活性化を図るため、さまざまな体験活動等に関する情報発信をはじめ、青少年への社会体験活動の機会や場の提供を行い、計画の目標を大幅に上回る活動がありました。</p> <p>非行防止教室をはじめとする各教室の実施や少年補導委員などの地域の方々による補導活動を実施した結果、シンナー等乱用少年の検挙補導者数及び刑法犯少年の検挙補導者数が減少しています。また、教育団体、地域団体等と携帯電話関係企業との情報共有や取組強化を目的とした対策会議を実施するとともに、携帯電話等が持つ危険性の周知や啓発を強化していくため、出前講演や各教室の実施、さらに啓発リーフレットの配布先の拡大を行いました。</p> <p>青少年の健全育成や社会的自立支援を進めるためには、引き続き、取り組み体制の強化や受け入れ施設の充実に取り組む必要があります。</p>
-------------	---	---

今後（平成 2 4 年度以降）の課題と主な取り組み

子どもたちの体験活動の重要性が広く求められる一方、青少年健全育成にかかわる市民活動団体やNPO団体などの存在や活動内容などについては、広く一般市民には知られていない状況です。そのため、今後は、従来の青少年育成団体はもとより、青少年の健全育成活動を行っているさまざまな団体が連携し、協働できる仕組みづくりに取り組むことで、青少年健全育成活動の一層の充実を図るとともに、その活動を広く市民に啓発していく必要があります。

青少年の家については、学校受入れ事業や主催事業などを今後とも継続的に行うため、施設の状況に応じて、平成 2 4 年度以降も必要な改修工事を計画的に実施していきます。なお、宿泊研修施設としての基幹設備である、ボイラーの老朽化が進んでおり、更新を検討する必要があります。

児童文化科学館天文館に設置しているプラネタリウム投影機器については、耐用年限も迫っており、故障も頻発しているため、機器更新が課題となっています。天文館の耐震診断結果も踏まえ、早急に施設のあり方、機器更新についても検討を進めます。

不登校児童生徒の減少に向け、小中連携の取組みを進めるなど、きめ細かな対応を図ります。また、いじめ、暴力行為についても、未然防止・早期解決に向け、今後継続して事業を実施します。様々な問題を抱える児童生徒の支援には、背景にある家庭環境への

働きかけや、学校・行政・関係機関の連携強化が重要になってきます。そのため、平成24年度にスクールソーシャルワーカーを2人増員して6人体制とします。平成25年度には8人体制を目標とし、支援を必要とする児童生徒へきめ細やかな働きかけを行っていきます。

市政モニターアンケート(平成23年実施)結果によると、「問題を抱えた子どもへの支援がしっかりと進められているか」ということについて、否定的な回答(約36%)が肯定的な回答(約13%)を上回っています。この結果を真摯に受け止め、「青少年の健全育成」に向け、青少年を取り巻く有害環境浄化への取組みや非行少年等に対する支援をより一層推進し、シンナー等乱用少年の検挙補導者数の撲滅及び刑法犯少年の検挙補導者数の減少を目指します。

携帯電話等が持つ危険性の周知や有害サイトなどに対する取組みをはじめ、覚せい剤、大麻、脱法ハーブなどの薬物乱用に係る問題、及び、非行を犯した少年の立ち直り支援など、各種非行防止対策をより一層推進するためには、関係機関・団体と相互に連携を図り、地域全体として取り組んでいく必要があります。そのため、「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」を設置し、全市的・全庁的な立場から、効果的でより実効性のある取組みを検討し、実施していくことにより、『青少年の非行を生まない地域』の実現を目指します。

中・高校生等の若者が、学習や体験、スポーツ・文化、仲間との交流等を通じ、豊かな人間性を養い、社会性を育てる場となる「(仮称)ユース・ステーションくろさき」をコムシティに整備します。

9 若者の自立支援

施策の方向性・柱

社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり
若者の自立を支援する環境づくり

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者の割合			1.89% (1/53)	8.33% (6/72)			減少 22年度:7.37% <若者の意識と実態に関するアンケート調査>
若者向けホームページへのアクセス件数	4,587件 (2か月)	16,048件	12,874件				増加
「若者ワークプラザ北九州」を利用する就職希望者のうち、就職決定者数	924人	1,049人	1,049人				平成20年度:857人 26年度:1,100人

若者向けホームページ：平成22年2月22日開設

平成23年度の主な取り組み、評価

若者向けホームページとして開設している『北九州市若者応援サイト「YELL」』により、若者に有益な情報（就業支援等の各種施策、各種相談窓口、市の魅力、お出かけ情報等）やそれぞれの専門機関の情報等を発信しています。平成23年度は12,874件のアクセスがありました。

若者支援関係機関・団体等が行う支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関等により構成される「北九州市子ども・若者支援地域協議会」を平成22年8月に設置し、子ども・若者を支援するためのネットワークづくりを行っています。平成23年度は、『代表者会議』を1回、『実務者会議』を11回開催しました。

若者の自立支援に対応する専門的な相談員「ユースアドバイザー」を養成するため、研修・養成プログラムに基づき、「ユースアドバイザー養成講習会」を開催しました。平成23年度は、高等学校（県立、私立、単位制）、北九州市教育委員会、子ども総合センター少年支援室、NPO団体、発達障害者支援センター等28名の参加がありました。

社会生活を円滑に営む上での「困難」を抱える子どもや若者を総合的にサポート、あるいはコーディネートしていく総合相談窓口として、『子ども・若者応援センター「YELL」』を平成22年10月6日に開設し、自立を支援しています。平成23年度は、相談体制の充実を図るため相談員を1名増員するとともに、他機関との連携・情報収集・整理、支援機関への同行とつなぎ、支援メニューの企画・開発、などを行うコーディネーターを1名新設し、一人一人に応じた、きめ細やかな自立支援を行いました。延べ相談件数は2,381件(来所1,120件、電話1,261件)となり、来所相談者実人数が160名となりました。

若者ワークプラザ北九州を拠点に、概ね40歳までの若年求職者へ、就職活動に関する相談・助言、就職関連情報の提供、就業意識や職業能力向上のための講座、セミナーの実施、希望や適性にあった職業紹介等を行いました。また、求職者と企業の求人のミスマッチ解消のため、市、求人開拓員等での連絡会議を定期的開催し、求職者のニーズに合う求人の獲得とマッチングに努め、平成23年度は、1,049名の就職が決定しました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>B</p>	<p>総合相談窓口となる『子ども・若者応援センター「YELL」』と、『北九州市子ども・若者支援地域協議会』のネットワークを両輪として支援を行っています。応援センター「YELL」には、平成22年10月の開所から、平成24年3月末までの18ヶ月間で延3,172件の相談(うち来所相談実人数318人)が寄せられており、さまざまな悩みや課題を抱える若者に対し、自立に向けた継続した支援等を行っています。</p> <p>その結果、継続的に支援を行った170人のうち、正社員やパート等、就労に結びついた若者が63人、就学に至った若者が7人、合計で70人が自立への糸口をつかむことができました。</p> <p>一方で、一人一人の課題や段階に応じた講座や体験プログラム等が十分に提示できていないこと、また、相談につながっていない若者がいることなどの課題があります。</p> <p>一人でも多くの若者が円滑な社会生活を送れるようになるためには、今後、更なるネットワークの充実・強化と併せて、相談者の状況に応じた自立支援プログラムの検討と実施を行っていくとともに、各相談機関の周知が必要です。</p>
-----------------	----------	--

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

ネットワークの充実・強化

一つの機関で支援も含めて全て対応することは困難です。そのため、関係機関等が行う支援の継続性を維持し、効果的かつ円滑な支援が行われるよう、関係機関・団体等により構成される「北九州市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、顔の見えるネットワークづくりを行っています。今後はさらに、ネットワークに参画する関係機関の拡大を図るとともに、関係機関との連携を図りながら子ども・若者支援のための社会資源の開拓に努める必要があります。

自立支援プログラムの提供

相談者一人一人の状態に応じた、社会的自立に向けたプログラムや支援メニューが北九州市にはほとんど無く、NPO等の社会資源も乏しいため、下記のようなプログラムや支援メニューを検討・実施していく必要があります。

若年者社会参加準備支援プログラムの開発・実施

支援機関の既存メニューと連携できるものは連携しながら、今までに無かったものについては「若者ステップアッププログラム」(生活習慣立て直し、コミュニケーション能力開発、社会人基礎講座、各種ワークショップ・セミナー等)によりサポート

保護者のための親ゼミナールの実施

家庭で悩む保護者を対象にしたセミナーと相談会

求人は増加傾向にあるものの、企業の厳選採用もあり、雇用情勢は依然として厳しい状況です。若年者にはスキル・経験の不足など、様々な就業への課題があり、未就職・失業状態が長期化すると、さらに就職が困難になるため、今後も継続して丁寧な就業相談を行い、希望や適性にあった職業紹介を実施していきます。

10 家庭の教育力の向上

施策の方向性・柱

学習機会や情報の提供などによる、家庭の教育力の向上
 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合(小学生)		98.9% (87/88)	95.0% (96/101)	100% (96/96)			平成20年度:92.9% 25年度:100% <健康づくり実態調査>
朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合(中学生)		82.2%	85.0%				平成20年度:83.6% 25年度:100% <中学校完全給食導入後の生徒アンケート>
家族の人が話をよく聞いてくれる割合(小学6年生)		86.3% 「北九州市学校教育実態調査」より					平成19年度:86.2% 増加 <北九州市学校教育実態調査>
家族の人が話をよく聞いてくれる割合(中学3年生)		79.8% 「北九州市学校教育実態調査」より					平成19年度:81.9% 増加 <北九州市学校教育実態調査>

平成23年度の主な取り組み、評価

家庭の教育力の向上を図るため、家庭における子どもとの接し方や、子どもへの教育上の留意点など、家庭教育上の様々な問題を解決する知識や能力について、保護者等が相互学習の中から習得できる学習機会のある場である「家庭教育学級」の拡充を図るとともに、保護者の子育てに対する戸惑いや不安を解決し、子育ての負担を少しでも軽くできるような地域で活動する「子育てサポーター」の養成を行いました。

小学生になるまでに身に付けてもらいたい基本的な生活習慣についての家庭教育リーフレット「きほんのき」を、3～5歳児の保護者に対し、保育所、幼稚園などを通じて配布し、啓発を行いました。

1日の学校生活の様子や学習のきまりなどを盛り込んだ学校生活スタートブック「なかよし」を新1年生に配布し、親子で確認しながら、学校生活や家庭教育の正しい理解を図るよう努めました。

平成23年6月に策定した「北九州市子ども読書プラン」の取り組みとして、赤ちゃんがいる家庭に絵本を贈り、読み聞かせを通じて、親子の絆を深めることを目指す「ブックスタート事業」や、すべての小・中学校での「10分間読書」の実施、PTAと連携した「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日（毎月23日）」の普及・啓発など、学校・家庭・地域・図書館が一体となって、子どもの読書活動に関する理解と関心を高める事業を行いました。

子どもを育てる10か条の普及促進については、家庭や地域の教育力向上のために、出前講演をはじめ様々な広報活動により啓発を行った結果、認知度もあがり、浸透・定着してきています。

食育のスタートとなる妊娠期、乳幼児期において、発育・発達に応じた適切な知識を習得してもらうため、各段階に応じた食に関する講話や調理実習などの教室を開催し、食育を推進しました。また、妊娠期および幼児期の食生活についてのポイントをまとめたリーフレットを作成し、区役所や市内の妊婦健診登録医療機関への設置や、幼稚園、保育所に通う幼児の保護者への配布などを行い、啓発を推進しました。

平成23年度評価	B	家庭教育学級や育児教室及びリーフレット配布による啓発活動を通じて、保護者が家庭教育の重要性を認識しながら子育てできる環境づくり、子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上に努めました。 家庭において、基本的な生活習慣や規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、引き続き、学習の機会や情報の提供、啓発活動
----------	---	---

		等を行い、家庭の教育力の向上に取り組みます。
--	--	------------------------

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

家庭の教育力の向上には継続的な啓発が必要なため、家庭教育学級の実施箇所の拡充、家庭教育リーフレット等の配布のほか、家庭教育の効果的・効率的な啓発方法について検討を続けます。

食育の推進を図り、基本的な生活習慣を育成するためには、乳幼児期は大切な時期であることから、乳幼児の保護者に対して、知識の普及を図ることは重要です。育児教室や母子の栄養教室等について、現状の実施方法では参加できにくい人もいるため、参加しやすい教室内容にするなどの工夫や、参加できない人への啓発を推進します。

11 安全・安心なまちづくり

施策の方向性・柱

- 子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり
- 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
- 防犯や防災など安全・安心なまちづくりの推進
- 子育て家庭に優しい都市環境の整備
- 交通安全の推進
- 子育てしやすい住環境の整備

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考) プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
子どもの公園 や遊び場に対 する満足度		41.8% (77/184)	42.8% (89/208)	43.6% (89/204)			増加
子どもとの外 出時に安心と 感じる割合		45.1% (83/184)	43.3% (90/208)	46.1% (94/204)			増加

平成23年度の主な取り組み、評価

乳幼児期の屋外における自然体験や社会体験の場、子育て中の親同士のコミュニケーションの場として、育児サークル等が活動する市民センターや児童館に隣接する既存公園を、子育てサークルやまちづくり協議会と協議し、「子育てに配慮した公園整備事業」を着実に進めました。

利用者からは、「大変良い」「公園に来る回数が増えた」などの好評な意見も得ており、市民ニーズに基づいた公園の整備を進めることができました。

平成23年2月に策定した「迷惑行為防止基本計画」に基づき、「環境首都にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現」をめざし、『迷惑行為をしない・させない「人づくり」』『環境づくり』を推進しました。この取り組みの一つとして、小学生児童向け(小学6年生対象)の道徳教育用教材「モラル・マナーアップ北九州」を作成・配布し、モラル・マナーアップ教育の推進を図りました。

防火・防災のプロである消防職員が「ゲストティーチャー」として小学校に出向き、社会科教育の一環として「消防のしごと」の授業を行う「消防士さんといっしょ事業」では、「スモークマシンを活用した煙体験」、「消火器(訓練用)の取扱い」、「119番通報

訓練」、「空気呼吸器、消防用ホース等の資器材の取扱い」といった児童が実際に体験出来るような内容を多く取り入れ、消防局でしか出来ないような授業を展開し、児童への防火・防災教育の充実を図りました。

子どもの交通事故防止対策として、通学路に「文」マークの路面表示を71箇所（新設15箇所、再表示56箇所）で実施し、運転者に通学路に対する注意を促し、児童の登下校時の安全な交通を確保しました。

子どもの自動車乗車中の交通事故被害を軽減するため、四季の交通安全運動において、「すべての座席のシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底」を重点項目に掲げ、広報啓発活動を実施しました。

子育てに適した良質な居住環境を備えた賃貸住宅の情報を、パンフレットやホームページ等を通じて適切に提供するとともに、入居世帯には家賃の一部を補助し、安定した居住を支援しました。

平成23年度評価	B	<p>子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備、防犯・防災対策、交通安全の推進、住環境の整備などにより、安全・安心なまちづくりが進みました。</p> <p>その結果、市民アンケートでの「子どもの公園や遊び場に対する満足度」や「子どもとの外出時に安心と感じる割合」は増加しています。</p> <p>今後も子育て家庭が安全に安心して生活できるよう、引き続き環境の整備等に取り組んでいきます。</p>
----------	---	--

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

今後も引き続き、地域の方や公園利用者の意見を聞きながら、地域のニーズにあった、使いやすい、地域に役立つ公園づくりを目指します。

モラル・マナーの向上のためには、長期的な視点を持った息の長い取り組みが不可欠であり、子どもたちから迷惑行為をしない、させないという意識を育むことにより、自ら進んで迷惑行為の防止に取り組む人材を育てていくことが必要です。このため、子どもたちが、迷惑行為を正しく認識し行動できるよう、モラル・マナーアップ教育の充実や市民啓発の推進に、引き続き取り組みます。

子どもたちが「防火・防災」について正しい認識を持ち、家庭や地域生活の中で実践していく力を育むことは、将来の本市を「災害に強いまち」にするためにも重要なことであると考えます。今後も引き続き「防火・防災教育」に積極的に取り組みます。

12 社会的養護が必要な子どもへの支援

施策の方向性・柱

社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかにはぐくまれ、自立できる社会環境づくり

児童養護施設における生活環境整備等の促進

里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

指標

点検・評価のための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
小規模グループケア実施箇所数	7箇所	9箇所	10箇所				平成21年度:7箇所 (42名) 26年度:14箇所 (84名)
要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率	9.1%	11.4%	13.2%				平成21年度:9.1% 26年度:15.0%

平成23年度の主な取り組み、評価

児童養護施設の児童居室の個室化については、平成23年度は2箇所の児童養護施設で整備を行い、中高生等の年長児童のプライバシー確保を図りました。

児童養護施設等において、被虐待児等に対し、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを提供するため、小規模グループケアを実施しています。平成23年度は、1箇所増設し、10箇所で実施しました。

児童養護施設には、アスペルガー症候群などの発達障害児や知的な遅れのある児童（処遇困難児）など手厚いケアを必要とする児童が多く入所しています。処遇困難児等への手厚いケアを行うため、平成23年度は6名の施設職員を配置しました。

保護者のいない児童などに対して、家庭的養護を促進し基本的な生活習慣を確立するとともに、児童の自立を支援するため、ファミリーホームを運営しています。平成23年度はファミリーホームを1箇所増設し、市内で4箇所となりました。

市のホームページや市政だよりへの掲載、出前講演などを通じ、里親制度の普及啓発に取り組むとともに、里親サロンの開催等を通じて、里親相互の交流による精神的負担の軽減や養育技術の向上を図りました。登録里親数は7世帯増加の75世帯となりました。

平成 2 3 年度評価	B	<p>児童養護施設において、家庭的な環境と安定した人間関係のもとで、子どもをケアできるよう、小規模グループケアを1箇所、増設しました。</p> <p>また、発達障害児など処遇困難児等に手厚いケアを行うため、職員配置を拡充しました。</p> <p>さらに、ファミリーホームを1箇所増設し、登録里親数は7世帯増え、委託率も上昇しました。</p> <p>このように、社会的養護が必要な子どもの受け入れ環境を向上させるための取り組みは着実に進んでいます。</p>
-------------	---	---

今後（平成 2 4 年度以降）の課題と主な取り組み

小規模グループケア実施箇所については、平成 2 6 年度までに 1 4 箇所設置する目標に向けて着実に増設し、より多くの児童へ、きめ細かなケアを提供します。

児童養護施設において、処遇困難児等への手厚いケアを行うため、平成 2 4 年度はさらに職員配置の拡充を図ります。

児童養護施設において、児童の職業選択の幅を広げ、自立を促進するため、平成 2 4 年度は、就職のため一人暮らしをする児童への住居費用の助成や大学等に進学する児童への入学金の助成を行います。

今後もファミリーホームへの移行可能な里親に働きかけ、ファミリーホームの開設を促進します。

里親やファミリーホームへの委託に際しては、子どもの特性や家庭背景等を踏まえた細やかな配慮が必要であり、さまざまな子どもの状況に対応できるよう、より一層の登録里親数の増加と里親等の資質向上を目指します。また、委託後の支援を強化します。

13 ひとり親家庭への支援

施策の方向性・柱

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり
ひとり親家庭の生活の安定と向上

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
ひとり親家庭 の就業を支援 する施策の利 用数 (母子福祉セ ンターにおけ る講座等の受 講延べ人数)	4,785人	4,438人	3,932人				平成20年度:4,897人 平成26年度:6,000人
母子福祉セン ターを知らな い人の割合 (母子家庭)		57.7% (15/26)	25.9% (7/27)	66.7% (12/18)			平成18年度:26.4% 減少 <母子世帯等実態調査> 平成23年度:29.4%
母子福祉セン ターを知らな い人の割合 (父子家庭)		66.7% (2/3)	50.0% (2/4)	100% (4/4)			平成18年度:43.7% 減少 <母子世帯等実態調査> 平成23年度:53.8%
子ども・家庭 相談コーナー を知らない人 の割合 (母子家庭)		38.5% (10/26)	40.7% (11/27)	22.2% (4/18)			平成18年度:16.2% 減少 <母子世帯等実態調査> 平成23年度:10.1%
子ども・家庭 相談コーナー を知らない人 の割合 (父子家庭)		33.3% (1/3)	75.0% (3/4)	25.0% (1/4)			平成18年度:39.6% 減少 <母子世帯等実態調査> 平成23年度:30.2%

平成23年度の主な取り組み、評価

就業による自立を促進するため、母子福祉センターでの就業支援に加え、看護師等の資格取得を支援する「高等技能訓練促進費等給付金」の支給、母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援する「自立支援教育訓練給付金」の支給、ひとり親家庭への理解を示す複数の企業への就業の機会を提供する「合同就職説明会」の開催、就業の拡大に向けた環境整備を図る「在宅就業支援事業」の実施など、就業支援の強化に取り組みました。

母子福祉センターや子ども・家庭相談コーナーの認知度が低いことから、「ひとり親家庭のための合同就職説明会」などで、施設のPRを図り、また、「ひとり親家庭のガイドブック(携帯版)」を作成し、児童扶養手当受給者全員に配布するなど、ひとり親家庭施策の周知を図りました。

母子福祉センターにおける講座等の受講延べ人数が減少していることから、講座数を増やしたり、受講期間を複数設定して選べるようにするなど、講座の見直しを行いました。

ひとり親家庭等医療費支給制度においては、母子、父子などひとり親家庭等の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。父子家庭については、平成21年10月から助成対象としていますが、平成24年3月末現在で、父子の父又は子は1,080名となっており、対象者は年々増加しています。

父又は母と生計を同じくしていない児童について、その家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給しました。

母子家庭、父子家庭、寡婦の日常生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策の充実及び効果的推進を図るための基礎資料を得るため、母子世帯等実態調査を行いました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>C</p>	<p>ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、相談・情報提供等の施策に総合的に取り組みました。</p> <p>しかし、各区の「子ども・家庭相談コーナー」の認知度が母子家庭、父子家庭ともに向上しているのに対し、母子家庭等への支援を総合的に行う母子福祉センターの認知度が低く、講座等の受講延べ人数が減少している状況もみられます。</p> <p>また、就業により収入を安定的に確保するため、就業支援策のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるようPRに努めるなど、総合的な自立支援を行います。</p>
-----------------	----------	---

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

母子福祉センターにおける講座等の受講延べ人数が減少しています。講座等を充実させるとともに、PRの強化に取り組む必要があります。また、就職相談、法律相談等に加え養育費についての相談にも応じ、制度の周知や相談窓口の情報提供に努めます。

就業支援の強化を図るため、母子福祉センターの相談員に専門職（キャリアカウンセラー）を配置し、母子自立支援プログラム策定事業の充実に取り組みます。

子ども・家庭相談コーナーの認知度は上がっているものの、母子福祉センターの認知度が低いことから、「ひとり親家庭のための合同就職説明会」で周知を図るなど、様々な機会を通じてこれらの施設のPRに努めるとともに、ひとり親家庭の自立に向けた取り組みをさらに充実させる必要があります。

平成23年度実施の母子世帯等実態調査の結果等を踏まえ、ひとり親家庭支援施策を進めていきます。

14 児童虐待への対応

施策の方向性・柱

児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

指 標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
児童虐待対応 件数	316件	308件	322件				平成20年度:374件 減少

平成23年度の主な取り組み、評価

平成21年度に改定した「児童虐待対応連携マニュアル」に基づき、子ども総合センターと区役所の子ども・家庭相談コーナーとが緊密な連携、役割分担（比較的軽微なケースについては区役所の子ども・家庭相談コーナーが対応し、立入調査や一時保護等、行政権限の発動を伴うようなケースは子ども総合センターが対応）を行うことで、より効率的・効果的な児童虐待防止対策を推進しました。また、児童虐待初期対応連携事例集（区役所編）により、区役所と子ども総合センター等との連携方法や児童虐待初期対応のポイントを共有することで、関係職員の虐待対応能力の向上を図りました。

「要保護児童対策地域協議会」として、市レベルの「代表者会議」を年2回、区レベルでの「実務者会議」を21回、ケースごとの「個別ケース会議」を各区毎月1回開催し、3層構造の中で、関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に向けて取り組みました。市レベルの「代表者会議」には、新たに4団体を加えて、ネットワークの強化を図りました。

関係職員の資質の向上のため、虐待対応等に必要となる法律問題の研修を毎月開催（延295名参加）しました。また、児童虐待防止推進月間（11月）に「児童虐待問題連続講座」を開催（266名参加）し、市民への周知啓発を行いました。

児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、平成21年度から保育所、幼稚園、小中学校を対象に「児童虐待対応リーダー養成研修」を開催しており、平成23年度は認可保育所158施設の職員を対象に研修を実施しました。

区役所の子ども・家庭相談コーナーでは、子ども総合センターとともに児童虐待通告や相談を受け、子どもの安全確認を行うとともに、比較的軽微なケースについては相談・支援等の対応を行いました。

児童虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や乳幼児健康診査の未受診者に対して、家庭訪問等を実施する「乳幼児健康診断未受診者フォローアップ」事業を継続して実施し、子育て情報の提供を行うとともに、育児の相談に応じるなどの支援を行いました。

臨床心理士と保育課保育士が、虐待等が疑われる子どもやその保護者が通う保育所を訪問し、保育所への助言・指導等を行う「保育カウンセラー事業」では、99件の事例について個々の状況を聴き、対象児童のケアや保護者対応等、必要な指導等を行いました。

児童虐待の再発防止や未然防止等を図るために、家族のためのペアレントトレーニング事業で、虐待を行なった保護者や養育不安のある保護者(36件)に対して、カウンセリングや児童に対する養育技術の訓練などを行いました。

被虐待児童等の対人関係向上や生活リズムの改善等を図るため、メンタルフレンドが、62件の家庭訪問を行いました。また、メンタルフレンドの募集を2回実施し7名を新規登録するとともに、質の向上を図るため研修を実施しました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>B</p>	<p>関係機関と連携しながら、市内で発生した児童虐待に対応するとともに、職員の資質向上を図りました。</p> <p>区役所の子ども・家庭相談コーナーでは、子ども総合センターと連携して、児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、児童虐待の防止に努めています。</p> <p>保育カウンセラー事業では、虐待などが疑われる子どもや保護者に関わる保育所への訪問回数を増やし、施設として必要な対応などに関する相談を受け、助言などを実施しました。</p> <p>平成23年度の児童虐待対応件数が増加していることから、今後、児童虐待の早期発見・早期対応を行うためには、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や「乳幼児健康診査未受診者フォローアップ」事業を実施し、確実な把握と支援を行うとともに、関係機関と十分な連携を図ることが必要です。</p>
-----------------	----------	--

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

「児童虐待対応リーダー養成研修」や「法律研修」、「児童虐待問題連続講座」を引き続き開催していくことで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、関係職員の資質の向上や市民への周知啓発を図ります。

「要保護児童対策地域協議会」を通じて、引き続き関係機関による円滑な連携・協力を推進し、要保護児童の早期発見、適切な保護に取り組めます。

引き続き子ども総合センターと区役所の子ども・家庭相談コーナーとが緊密な連携・役割分担のもと、効果的かつ効率的な児童虐待防止対策を推進します。

- 児童虐待を予防するために、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や「乳幼児健康診査未受診者フォローアップ」事業を確実に実施します。

保育所からの相談内容によっては複数回の訪問が必要なため、臨床心理士と保育課保育士の訪問回数を増やし、保育所の保育相談や相談機能の強化を図ります。

10代の妊婦や産後うつ等、養育に問題を抱える家庭に対して、早期に対応し、継続した支援を行うために、関係機関との連携体制の強化が必要であることから、産科・小児科・精神科の医療機関等と妊娠期からの支援について検討します。
また、育児不安を抱える家庭や不適切な養育状態にある家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるよう、育児や簡単な家事等の指導や援助方法について、検討します。

複雑化する家族背景に対応するために、家族のためのペアレントトレーニングに引き続き取り組み、児童虐待の再発防止や未然防止を図ります。

引き続き被虐待児の家庭にもメンタルフレンドを派遣し、児童とその家族の経過観察を行い、虐待の再発防止や早期発見を目指します。また、様々なニーズに対応できるようメンタルフレンド登録者数の増加を図るとともに、研修を行い質の向上を図ります。

新システム『子ども相談情報システム』の導入（平成24年4月本格稼働）により、子ども総合センターと区役所の子ども・家庭相談コーナーとがより緊密な連携・役割分担のもと、効果的かつ効率的な児童虐待防止対策を推進します。

15 障害のある子どもへの支援

施策の方向性・柱

障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり
 障害のある子どもの早期発見と、相談・支援体制の強化
 保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化
 障害のある子どもの放課後対策の充実
 相談支援体制の強化と、保護者のレスパイト（一時的休息）や就労支援の充実
 重度の障害のある子どもへの支援の強化
 発達障害のある子どもへの支援の充実

指標

点検・評価の ための指標	実績・アンケート結果等の推移						(参考)プラン掲載目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
専門相談機 関・施設に相 談する割合		49.2% (125/254)	40.8% (113/277)	46.2% (134/290)			平成20年度:47.8% 増加 <障害児・者実態調査>
相談する相手 がいない人の 割合		3.9% (10/254)	4.7% (13/277)	5.5% (16/290)			平成20年度:7.6% 減少 <障害児・者実態調査>

平成23年度の主な取り組み、評価

発達障害を早期に発見し支援することは、子どもの健やかな発育を促すとともに、保護者の不安の軽減及び支援の遅れによる二次的問題の発症を予防することにつながるため、発達障害早期発見のための乳幼児健診の問診項目見直し等の検討会を開催しました。

発達が気になる乳幼児に対して、専門職がチームで相談に応じる「わいわい子育て相談」や遊びを通して気づきや家庭での療育を支援するための「親子遊び教室」を実施し、発達障害の早期発見及び支援体制の強化を図りました。

地域の保育所や幼稚園、学校、区役所、専門機関などが連携しながら、障害のある子どもの状態に応じた相談支援体制の整備に努めました。

障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労支援をするため、統合保育が可能な重度の障害のある子どもの、直営保育所での受け入れを実施しています。

市内2箇所の保育所に設置している「親子通園クラス」では、直営保育所の持つノウハ

ウを活かし、平成23年度、23組（東篠崎保育所：8組（延べ31組）黒崎保育所：15組（延べ73組））の発達が気になる子どもと保護者を受け入れ、継続した関わりの中で、子育ての楽しさや子どもの成長の喜びを伝えるなどの支援を行いました。

障害のある子ども（及び成人）に関する相談については、専門の相談窓口が多くあり、大変助かっているという意見がある一方、どこに相談したらいいのか分かりにくいなどの課題があることから、第一次相談窓口の一元化や、各種相談機関の連携強化などについて検討しました。

日中一時支援事業（放課後対策事業）について、保護者の要望や予算状況を踏まえ、新規事業者の参入を呼びかけるとともに既存事業者に定員枠拡大を依頼するなど、受入定員増加の働きかけを行いました。

在宅の障害児（者）を一時的に預かるショートステイ事業については、利用者数は増加していますが、重度の障害児（者）を受け入れる事業所が少ないことから、そのニーズに対応していくため、既存事業所の受け入れ枠の拡大や新規事業者への参入の助言などを行いました。

<p>平成23年度評価</p>	<p>B</p>	<p>医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じる、「わいわい子育て相談」を各区で定期的実施することにより、保護者の不安を支えながら、発達が気になる子どもを適切な療育につなぎました。</p> <p>親子通園事業では、発達が気になる子どもや育児に不安のある保護者の支援を行いました。</p> <p>このほか、関係機関の連携による相談・支援体制の強化、障害のある子どもの支援や、その保護者の負担軽減などに取り組みました。</p> <p>障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりをすすめるためには、引き続き、障害のある子どもを早期に発見し、健やかな発達の支援や保護者の負担軽減を図るとともに、関係機関の連携により、相談・支援体制の強化や事業の充実に努めます。</p>
-----------------	----------	---

今後（平成24年度以降）の課題と主な取り組み

各区においてわいわい子育て相談と親子遊び教室を確実に実施するとともに、発達障害の早期発見と適切な支援のために、乳幼児健診マニュアルの見直しや円滑な連携を構築するための方法を検討します。

入所要件を満たし、統合保育が可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で引き続き受け入れます。

「親子通園クラス」は、引き続き小倉北区の東篠崎保育所、八幡西区の黒崎保育所で事業を実施します。

平成22年10月、北九州市総合的な療育のあり方検討会から「総合療育センターの機能充実のため、必要な医師等人員の確保や病棟・外来等の施設の整備等について、検討する」との報告がなされたことを受け、総合療育センターの再整備を検討します。

障害者地域生活支援センターを「基幹相談支援センター」として拡充することにより、障害のある人の第一次相談窓口を一元化するとともに、出前相談を基本とする丁寧な相談支援や関係機関との連携強化を進めます。併せて、障害者虐待の未然防止や迅速な対応を図る「障害者虐待防止センター」を開設するなど、相談支援体制を再構築します。

発達障害のある人に対しては、乳幼児期から成人期までの一貫した支援が必要なことから、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の連携を強化するとともに、行政内でも子育てや教育の担当部署が発達障害対策を兼務することにより、各種サービスの拡充や啓発活動の充実を図ります。また、サービス提供者の技術の向上や、同じ保護者の立場から助言できる人の育成など、安心して子育てできる環境づくりを進めます。